

特定建設作業届出の手引き

1	特定建設作業とは	1
2	届出	
	(1) 届出の方法	2
	(2) 提出書類	2
	(3) 届出先等	2
	(4) 罰則事項	2
3	規制となる作業	
	(1) 騒音規制法に基づくもの	3
	(2) 振動規制法に基づくもの	4
4	規制基準	
	(1) 特定建設作業の規制	5
	(2) 規制基準の適用除外	6
5	注意事項	
	(1) 改善勧告及び改善命令	6
	(2) 周辺住民に対して	6
6	江別市騒音・振動規制地域区域区分図	7

江別市生活環境部環境室環境課環境保全係

〒067-0051

江別市工栄町14-3

TEL (011) 381-1019

FAX (011) 382-7240

(令和7年9月改訂版)

1 特定建設作業とは

特定建設作業とは、著しい騒音又は振動を発生する建設工事として行われる作業で、騒音規制法及び振動規制法に定められた作業のことです。これらの法律による規制は、指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者に届出を義務付けるとともに、当該特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動が規制に関する基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が著しく損なわれると認められる場合に、改善勧告や改善命令等の措置がとられるものです。

特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動を規制する地域として、市長が指定した地域を指定地域といいます。江別市における指定地域は、7ページの江別市騒音・振動規制地域区域区分図のとおりです。

工事施工時には、騒音・振動対策を施し、周辺住民に対して作業日程などを周知し、トラブル等が発生しないように努めなければなりません。

上記の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

※指定地域 江別市の場合、工業専用地域を除く市街化区域のほぼ全域が該当いたしますが、例外となる地域もありますので詳しくは環境保全係までお問合せ下さい。

2 届出

(1) 届出の方法

指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者（届出者は元請業者）は、その作業の開始の日から7日前までに、次の事項を市長に届けなければなりません。

なお、災害その他非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合はこの限りではありません。

1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日
届出日	中7日空ける							作業 開始日

※市街化調整区域・工業専用地域で作業を行う場合は、「特定建設作業（騒音・振動規制法対象外）実施届出書」を提出願います。

※電子メール又はLoGoフォームによる届出の場合、開庁日（土日祝日及び年末年始を除く、8時45分から17時15分まで）以外はメールを確認できませんので、期日に間に合うよう余裕をもって提出してください。原則として、届出を確認した日に市環境課から内容確認のため電話でご連絡いたしますが、送信日の翌開庁日までに連絡がない場合は、お手数ですが環境課までご連絡ください。（電話：011-381-1019）

(2) 提出書類

① 特定建設作業実施届出書

② 特定建設作業の場所の付近の見取図

工事場所が一目でわかるように、主要目標並びに附近の状況（住宅、学校、病院、畑等）を示す図面。（この場合、工事場所から周囲100メートルの区域内の主要な建物の位置、種類、構造を記入し工事場所からの距離を明示するとともに縮尺も記入してください。）

③ 工事工程表

特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示したもので、主要工程別の棒グラフ工程表を作成してください。

(3) 届出先等

① 提出部数 2部（電子メール又はLoGoフォームを除く。）

市で受け付けた後、1部を届出者控えとして、返却いたします。

② 届出先

江別市役所生活環境部環境室環境課環境保全係

江別市工栄町14番地の3

電話 011-381-1019

電子メール kankyo@city.ebetsu.lg.jp （10MB以内）

LoGoフォーム <https://logoform.jp/f/fje84>

※届出にあたりましては、上記まで提出願います。



LoGo フォームによる届出の場合は、こちらの二次元コードからもアクセスできます。

(4) 罰則事項

届出をしなかった場合、虚偽の届出をした場合は、罰金に処せられることがあります。(騒音規制法第31条及び第33条、振動規制法第26条及び第28条)

3 規制となる作業

騒音規制法及び振動規制法で定める特定建設作業は、下記の作業です。

ただし、該当作業が1日(その作業を開始した日に終わる場合)で終了するものは除かれます。

(数日間隔で1日ずつ作業を行うような場合は、作業開始日に終了する特定建設作業ではなく 連続する作業とみなされ該当します。)

特定建設作業のうち、指定地域内において行われる作業を規制しています。

(1) 騒音に係る特定建設作業

(騒音規制法施行令 別表第二)

番号	作業分類	除外される作業
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	もんけん、圧入式くい打くい抜機、くい打機をアースオーガーと併用する作業
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超える作業
4	空気圧縮機を使用する作業 (さく岩機の動力として使用する作業を除く) (原動機を用いるものにあつては、定格出力が15kw以上のものに限る。)	電動機を用いるもの
5	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	コンクリートプラントで混練機の混練容量が0.45m ³ 未満のもの、またはアスファルトプラントで混練重量が200kg未満のもの、モルタルを製造するためコンクリートプラントを設けて行う作業
6	バックホウを使用する作業 (原動機の定格出力が80kw以上のものに限る。)	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの
7	トラクターショベルを使用する作業 (原動機の定格出力が70kw以上のものに限る。)	
8	ブルドーザーを使用する作業 (原動機の定格出力が40kw以上のものに限る。)	

(2) 振動に係る特定建設作業

(振動規制法施行令 別表第二)

番号	作業分類	除外される作業
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	もんけん、圧入式くい打機、油圧式くい抜機、圧入式くい打くい抜機を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3	舗装版破碎機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超える作業
4	ブレーカーを使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超える作業 手持ち式の作業

〈留意点〉

1. 騒音規制法、振動規制法でいう「もんけん」とは、人力だけによるくい打作業をいい、ウィンチ等を用いるドロップハンマーは規制対象になります。
2. 「圧入式くい打くい抜機」とは、油圧・ウォータージェット等により、くいの加圧を行うものをいいます。
3. さく岩機には、空気圧、電気、油圧、ガソリンエンジンなどを動力としたものがあり、メーカーによって各種の名前をつけていますが、のみの打撃(のみが回転しながら打撃するものを含む)により岩石、コンクリート等を破碎するものは、すべて規制対象になります。
4. アースオーガー併用のくい打ち作業は、騒音規制法の対象にはなりませんが、振動規制法の規制対象になります。

4 規制基準

指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する騒音や振動の大きさは、特定建設作業の場所の敷地の境界線において、次の規制基準以下にしなければなりません。

(1) 特定建設作業の規制

規制の種別	地域の区分	騒音	振動
基準値 (敷地境界)	① ②	85デシベル	75デシベル
作業時間	①	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと	
	②	午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと	
1日あたりの 作業時間	①	10時間／日を超えないこと	
	②	14時間／日を超えないこと	
同一場所における 連続作業日数	① ②	連続6日を超えないこと	
作業日	① ②	日曜日その他の休日でないこと	

地域の区分の①とは、市長が指定地域として定めた地域のうち、第1種区域と第2種区域の全域及び第3種区域と第4種区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園等の施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域内です。

地域の区分②とは、市長が指定地域として定めた地域のうち①に掲げる区域以外の区域です。

江別市騒音・振動規制地域区域区分図 7ページ地図参照

	騒音規制地域区域	振動規制地域区域	地域の区分
	第1種区域	第1種区域	①
	第2種区域		
	第3種区域	第2種区域	②
	第4種区域		

様式等は江別市役所環境課ホームページ

(<http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/soshiki/kankyo/3160.html>)
でダウンロードできます。

（２）規制基準の適用除外

次の場合は、「規制基準」に記載の適用が除外されます。（除外されるのは、○の部分）

	基準値	作業 禁止時間	1日あた りの作業 時間	連続作業 日数	作業日
人の生命又は身体に対する危険を防止するための作業を行う場合	—	○	○	○	○
災害その他非常の事態の発生の場合	—	○	○	○	○
鉄道又は軌道の正常な運行を確保のために行う必要がある場合	—	○	—	—	○
道路法に基づく道路占用許可及び協議並びに道路交通法に基づく使用許可及び協議に作業を夜間に行うべき旨の条件が付与された場合	—	○	—	—	—
道路法に基づく道路占用許可及び協議並びに道路交通法に基づく使用許可及び協議に作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付与された場合	—	—	—	—	○
変電所の変更の工事として行う作業であって、近接する電気工作物の機能を停止させなければ、作業に従事する者の生命又は安全が確保できないため、特に作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合	—	—	—	—	○

5 注意事項

（１）改善勧告及び改善命令

市長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する騒音や振動が、基準に適合しないことにより、その特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、その特定建設作業に係る建設工事を施工する者に対し、改善勧告及び改善命令をすることができます。

また、市長は特定建設作業を施工するものに対し、特定建設作業の状況、その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に特定建設作業を伴う建設工事の場所に立ち入り、検査させることができます。

（騒音規制法第１５条及び第２０条、振動規制法第１５条及び第１７条）

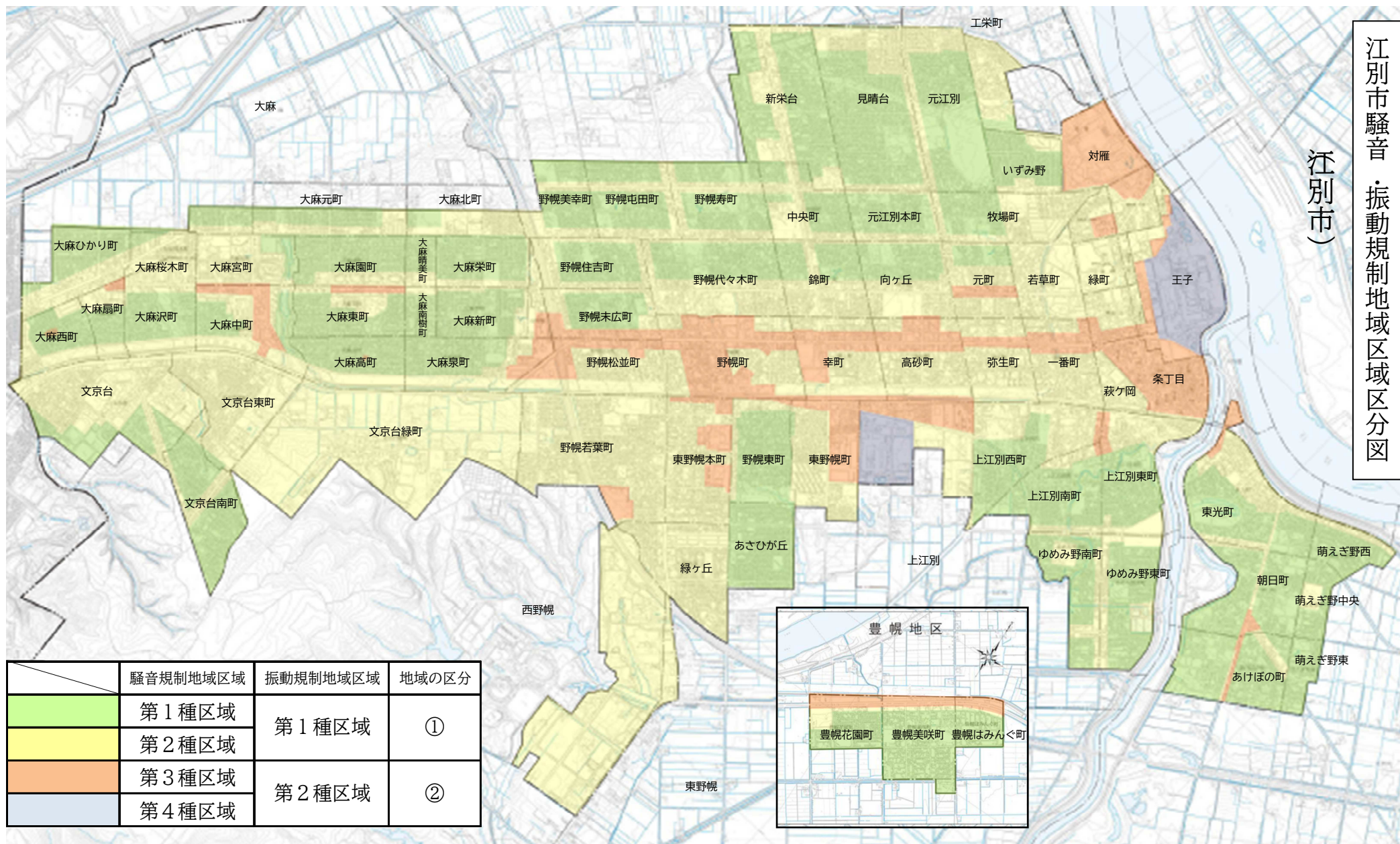
（２）周辺住民に対して

工事計画の策定にあたり、特定建設作業を実施する場所及びその周辺の環境について十分な調査を実施し、低騒音型の建設機械や無騒音無振動工法等の採用に努め、排気ガスや排煙、土砂、粉じん等の飛散にも配慮して下さい。

また、工事開始前にあらかじめ周辺住民に工事の概要等を十分説明し、理解を得るよう努め、周辺住民から苦情があった際には速やかに対応して下さい。

江別市騒音・振動規制地域区分図

江別市)



※市環境課で縦覧することができます。市ホームページでも公開しています。